

身体的拘束最小化のための指針

1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者本人の行動の自由を制限することであり、患者の尊厳を阻むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、医療を提供する職員一人一人が、拘束による身体的・精神的弊害を理解する。その上で、拘束最小化に向け緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2. 身体的拘束最小化に向けての基本指針

1) 身体的拘束の原則禁止

当病院は、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束の実施を原則として禁止する。

3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると病棟カンファレンスにおいて判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合もあるが、その場合も患者の態様や看護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組むこととする。

2) 身体的拘束の定義

抑制帯等、患者の身体又は衣類に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいい、具体的行為を下に示す。

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

3) 身体的拘束を実施する場合の実施基準

【身体的拘束の適応 3 要件】

＜緊急やむを得ない場合とは＞ ※以下の①～③すべてを満たすこと

①	切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い。
②	非代替性	身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない。
③	一時性	身体的拘束その他の行動制限が一時的である。

厚生労働省「身体的拘束等の適正化の推進」より

4) やってはいけない「魔の3ロック」

虐待に繋がる行為で虐待の芽と言われる不適切なケアを「魔の3ロック」と言う。

A フィジカルロック

身体拘束	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベッドなどに胴や四肢を縛る。 ・ 車椅子にテーブルを固定する。 ・ 車椅子に Y 字型拘束帯、腰ベルト、ひもで固定する。 など
行動の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミトン型の手袋をつける、つなぎを着せる。 ・ ベッド柵で周囲を囲む。 ・ 長時間、無意味に鍵がかかる部屋に入れて施錠する。

B ドラックロック

薬による抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神作用を減退させる向精神薬の使用。 ・ 薬の過剰投与 など
--------	---

C スピーチロック

言葉による抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動の制止 例) 座って。立たないで。待つて。など ・ 否定 例) ダメでしょ。さっき言った(行った)でしょ。など ・ 命令 例) ～して。早く～して。立って。など ・ 接遇 例) 無視・無関心。声掛けをせずに介助。あだ名
---------	--

5) 鎮静を目的とした薬物を使用する場合

【当院採用の向精神薬】

		薬品名	
第二種	内服	サイレース錠 1 mg	
	注射	ソセゴン注射液 15 mg	
	外用	ノルspanテープ 5 mg	
第三種	内服	アモバン錠 7.5 mg (ゾピクロン酸 7.5 mg)	エバミール錠 1.0 mg
		2 mgセルシン錠	5 mgセルシン錠
		ソラナックス 0.4 mg	デパス錠 0.5 mg
		フェノバルビタール散 10%	マイスリー錠 5 mg (ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg)
		マイスリー錠 10 mg	メイラックス錠 1 mg

		(ゾルピデム酒石酸塩錠 10mg)	
		ユーロジン 1 mg錠	ランドセン錠 0.5 mg
		リーゼ錠 5 mg	レキソタン錠 2 mg
		レンドルミンD錠 0.25 mg	ワイパックス錠 0.5 mg
	注射	セルシン注射液 10 mg	
		ドルミカム注射液 10 mg	

※効果・副作用等十分に観察を行い使用する。

6) 身体的拘束を最小化するための日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 患者主体の行動や尊厳を尊重する。
- (2) 言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- (3) 患者の思いをくみとり、患者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で丁寧な対応に努める。
- (4) 身体的拘束を誘発する原因の特定と除去に努める。
- (5) 基本的なケアを行い、生活リズムを整える。①起きる、②食べる、③排泄する、④清潔にする、⑤活動する、という5つの事項について、患者個々に合った十分なケアを提供する。

3. 身体的拘束最小化のための体制

1) 身体的拘束最小化チームの設置

当院では、多職種で構成される医療安全対策委員会に身体的拘束最小化チームを設置し、認知症ケア委員会と連携を図り、同委員会において運営を行う。

(1) 身体的拘束最小化チームの構成員

医療安全対策委員会の委員と同じとする。

事務長、医務課長（専任の医師）、栄養主幹、臨床検査主幹、診療放射線主任、理学療法士、薬剤師、病棟師長（専任の看護師）、外来師長、医療安全管理者

(2) チームの役割

- ① 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束実施事例の最小化に向けた医療・ケアを検討する。
- ③ 該当指針の定期的な見直しを行い、職員へ周知をする。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

患者または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、当院『医療安全対策マニュアル』の身体的拘束実施手順に則り、実施する。

5. 身体的拘束最小化のための職員研修

年間研修計画に沿って「身体的拘束最小化のための研修」等を年1回以上実施する。

6. この指針の閲覧について

当院での『身体的拘束最小化のための指針』は、求めに応じていつでも院内にて閲覧できるようにすると共に、当院のホームページにも公表し、いつでも患者及び家族が自由に閲覧をできるようにする

附則

この指針は、令和6年9月1日より施行する